

訪問看護医療DX情報加算に係る掲示について

令和6年6月の医療診療報酬の改定を受け

当ステーションでも医療DX情報加算の体制

を整備し以下の通り対応を行っています。

①令和6年10月よりオンライン請求を行っています

②オンライン電子資格確認を行う体制が整ったので

マイナンバーカードの保険証利用が当ステーション

でも可能になりました。

③医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い

看護を実施する為の十分な情報を取得し活用を

行うことについて、ステーション入り口掲示板

及びウェブサイトにて掲示いたします。

④これらにより医療DX情報活用の施設基準が整理

されたので、新たに定められた「訪問看護医療DX

情報活用加算 50円/月」を令和7年1月より、

所定額に加算させていただきます。

\* 診療情報を取得・活用することにより、質の高い看護・リハビリ等の

提供に努めてまいりますのでご理解、ご協力のほどよろしく申し上げます